

# 感染拡大防止協力金(第6期)への本市独自の上乘せ支給の実施について

まん延防止等重点措置が5月11日をもって解除されることにより、5月12日以降に行う営業時間短縮の協力要請に係る感染症拡大防止協力金(第6期)の支給額が引き下げられることから、事業者からの継続的な協力を得るため、引き下げられた相当分を本市が上乘せして支給する。

※上乘せは中小事業者に限る。

## 【国基準による支給額】

○売上高方式の場合：売上高×0.3/日  
 下限 2.5万円 上限 7.5万円  
 ⇒協力金支給額：50～150万円(20日分)



## 【市独自上乘せ後の支給額】

○売上高方式の場合：売上高×0.4/日  
 下限 3万円 上限 10万円  
 ⇒協力金支給額：60～200万円(20日分)

## 売上高方式による支給額イメージ

